

令和6年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（復興庁）

項目名	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長								
税目	所得税、法人税								
要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要                      令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において被災者を雇用した場合には、指定を受けた日から5年の間、被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を税額控除できる。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">指定日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">R3. 4. 1~R6. 3. 31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除率</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10%</td> </tr> </table>			指定日	R3. 4. 1~R6. 3. 31		控除率	10%	
	指定日	R3. 4. 1~R6. 3. 31							
控除率	10%								
<p>※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。</p>									
内容	<p>(2) 要望の内容                      本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>								
	<p>【関係条文】                      ○東日本大震災復興特別区域法第38条                      ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3</p>	<p>平年度の減収見込額                      (制度自体の減収額)                      (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円                      ( — 百万円)                      ( — 百万円)</p>						

新設・拡充又は延長を必要とする理由

## (1) 政策目的

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

## (2) 施策の必要性

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

### ①人口の状況

岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1 人口推計/H22 国調人口：3県沿岸等88%、全国平均97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町61%、南三陸町67%、大槌町68%、山元町70%、山田町73%等）

### ②事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県86%（R2.10）、宮城県80%（R3.3）、福島県85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数82者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が7者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が14者いるという状況にある。

### ③雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R3 経済センサス/H22 工業統計：3県沿岸等86%、全国平均97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町35%、女川町41%、田野畑村53%、大槌町54%、陸前高田市62%等）

### ④面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約106.8haの供給予定（R5.5）となっている。

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、事業者が被災者に支払う給与等支給額に応じて法人税等の負担を軽減することにより、雇用機会の確保等を図り、被災者の生活基盤の回復を引き続き支援する必要がある。

このため、令和6年度以降も被災地域の雇用の状況等を勘案し、本特例措置を令和8年3月31日までの2年間の延長を要望する。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定) Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針 2.復興を支える仕組み (2)法制度 ①東日本大震災復興特別区域法 ・復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)(抄) 1.復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1)地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、(中略)産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、(中略)今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。 (2)原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、(中略)帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、(中略)段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興支援に係る施策の推進」</p>											
		政策の達成目標	沿岸地域等(復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。)における従業者数の増加										
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)										
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ										
有 効 性	政策目標の達成状況	被災3県の令和3年経済センサスにおける従業者数は350,417人であり、平成22年水準(369,483人)と比較し、約95%である。 また、沿岸地域等では97,221人であり、平成22年水準(113,180人)と比較し、約86%である。											
	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>30件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>15件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>2年計</td> <td>45件</td> <td>35件(合計80件)</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	令和6年度	30件	24件	令和7年度	15件	11件	2年計	45件
	法人	個人											
令和6年度	30件	24件											
令和7年度	15件	11件											
2年計	45件	35件(合計80件)											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等において、引き続き雇用に係る事業者の負担が軽減され、雇用機会の確保等に資することができる。											

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条、第39条及び第40条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ被災者を雇用する場合に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等の指定件数 1,086 件（令和5年3月末現在）</li> <li>・指定事業者等による被災者の雇用実績 178,814 人（令和5年3月末現在）</li> </ul> ※復興特区税制の対象地域3県沿岸部合計
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、被災者の雇用を促進し、被災地域における従業者数の増加等、雇用機会の確保等に資することができる。
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等における従業者数の増加
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時の指定見込みを概ね達成している。 ○前回要望時の見込み（指定件数） 令和3年度 14 件 令和4年度 13 件 令和5年度 11 件 3年計 43 件  ○令和3年度、令和4年度の実績（同） 令和3年度 10 件 令和4年度 28 件

これまでの 要望経緯	平成23年度 創設 平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ5年間延長 平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充 令和2年度 事項要望 令和3年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、3年間延長
---------------	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（復興庁）

項目名	特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の延長																				
税目	所得税、法人税																				
要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要                      令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、特別償却ができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">特別償却率</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">R3.4.1～R6.3.31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中小企業者等</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中小企業者等以外</td> <td style="text-align: center;">34%</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">税額控除</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">R3.4.1～R6.3.31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大学等との共同研究</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ベンチャー等との共同研究</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の者との共同研究等</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> </table> <p>(2) 要望の内容                      本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>				特別償却率		R3.4.1～R6.3.31	中小企業者等	50%	中小企業者等以外	34%		税額控除		R3.4.1～R6.3.31	大学等との共同研究	30%	ベンチャー等との共同研究	25%	その他の者との共同研究等	20%
	特別償却率																				
	R3.4.1～R6.3.31																				
中小企業者等	50%																				
中小企業者等以外	34%																				
	税額控除																				
	R3.4.1～R6.3.31																				
大学等との共同研究	30%																				
ベンチャー等との共同研究	25%																				
その他の者との共同研究等	20%																				
内容	<p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災復興特別区域法第39条</li> <li>○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の5、第17条の5</li> </ul>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">( —</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">( —</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)										
平年度の減収見込額	—	百万円																			
(制度自体の減収額)	( —	百万円)																			
(改正増減収額)	( —	百万円)																			

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

(2) 施策の必要性

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

①人口の状況

岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(R5.4.1 人口推計/H22 国調人口:3県沿岸等 88%、全国平均 97%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 61%、南三陸町 67%、大槌町 68%、山元町 70%、山田町 73%等)

②事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 85% (R5.6) となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮施設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。

③雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており (R3 経済センサス/H22 工業統計:3県沿岸等 86%、全国平均 97%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、松島町 35%、女川町 41%、田野畑村 53%、大槌町 54%、陸前高田市 62%等)

④面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約 106.8ha の供給予定 (R5.5) となっている。

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題であるところ。研究開発は、雇用機会の確保等のみならず、生産の押し上げ効果も期待されるところであり、被災地の産業再生に寄与するものである。

このように、令和6年度以降も事業活動の状況、雇用の状況等を勘案し、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年12月20日閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）地震・津波被災地域</p> <p>地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>（2）原子力災害被災地域</p> <p>原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「（1）復興支援に係る施策の推進」</p>
		政策の達成目標	沿岸地域等（復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。）において研究開発を行う事業者等の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和5年3月末までに、東日本大震災復興特別区域法第39条に基づく指定を116件行っている。



	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 令和7年度 2年計	法人 6件 3件 9件	個人 5件 3件 8件 (合計 17 件)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における研究開発を促進し、新たな産業の創出・集積、雇用機会の確保等に資することができる。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 37 条、第 38 条及び第 40 条）		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
	要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ研究開発のための投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和5年3月末までに、東日本大震災復興特別区域法第39条に基づく指定を116件行っている。			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沿岸地域等における研究開発を促進することで、新たな産業の創出や発展、雇用の確保等に資することができる。			
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等において研究開発を行う事業者等の増加			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3、4、5年度の3年間で3件の指定を見込んでいたが、令和3、4年度の2年間で2件の指定実績があり、着実に目標を達成している。			

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設  平成 28 年度 福島県以外の特別償却率を見直したうえ 5 年間延長  平成 31 年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内における中小  企業等限り、平成 30 年度までと同水準の措置率と  して 2 年間拡充  令和 2 年度 事項要望  令和 3 年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区  域内）に重点化の上、3 年間延長</p>
-----------------------	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（復興庁・経済産業省・国土交通省）

項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	(1) 現行制度の概要 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。		
		特別償却率	税額控除
	投資時期	R3. 4. 1～R6. 3. 31	R3. 4. 1～R6. 3. 31
	機械・装置	50%	15%
	建物・構築物	25%	8%
	(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。		
	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2 ○同政令第12条の2、第17条の2	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

(2) 施策の必要性

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

①人口の状況

岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1 人口推計/H22 国調人口：3県沿岸等 88%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町 61%、南三陸町 67%、大槌町 68%、山元町 70%、山田町 73%等）

②事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86%（R2.10）、宮城県 80%（R3.3）、福島県 85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 82 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。

③雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R3 経済センサス/H22 工業統計：3県沿岸等 86%、全国平均 97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町 35%、女川町 41%、田野畑村 53%、大槌町 54%、陸前高田市 62%等）

④面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約 106.8ha の供給予定（R5.5）となっている。

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。

このため、令和6年度以降も事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年12月20日閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）地震・津波被災地域</p> <p>地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>（2）原子力災害被災地域</p> <p>原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「（1）復興支援に係る施策の推進」</p>
		政策の達成目標	沿岸地域等（復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。）において設備投資を行う事業者の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	令和4年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和5年3月末）（沿岸地域等に限る。） 法人 1,840件 個人 483件（合計 2,323件）

	有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 令和7年度 2年計	法人 38件 20件 58件	個人 30件 16件 46件 (合計104件)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第38条、第39条及び第40条）		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—		
	要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和4年度までの沿岸地域等における復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。（令和5年3月末） 法人 1,840件 個人 483件 （合計2,323件）			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、沿岸地域等において、設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。			
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等において投資を行う事業者の増加			

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>個人事業者の件数は見込みを達成しているが、法人は見込みを達成できていない。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人による機械等の新規取得が進まなかったことによるものと考えられる。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）</p> <table border="1" data-bbox="563 338 1477 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75件</td> <td>13件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>60件</td> <td>8件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>48件</td> <td>5件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3年計</td> <td>183件</td> <td>26件</td> <td>209件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和3、4年度の実績（同）</p> <table border="1" data-bbox="563 636 1323 777"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度（実績）</td> <td>48件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（実績）</td> <td>22件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	合計	令和3年度	75件	13件		令和4年度	60件	8件		令和5年度	48件	5件		3年計	183件	26件	209件		法人	個人	令和3年度（実績）	48件	17件	令和4年度（実績）	22件	6件
	法人	個人	合計																												
令和3年度	75件	13件																													
令和4年度	60件	8件																													
令和5年度	48件	5件																													
3年計	183件	26件	209件																												
	法人	個人																													
令和3年度（実績）	48件	17件																													
令和4年度（実績）	22件	6件																													
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設  平成26年度 適用期限を2年間延長  平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年間延長  平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充  令和2年度 事項要望  令和3年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、3年間延長</p>																														

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（復興庁・経済産業省・国土交通省）

項目名	特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要</p> <p>令和6年3月31日までの期間に、以下の表の①又は②の買換えを行った場合には、資産の譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産については、その譲渡をした資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合 100%）ができる。</p>											
	①	譲渡資産	買換資産									
	②	被災区域（※1）である土地等	被災区域である土地等									
	②	被災区域ではない土地等の場合、一定の区域内（※2、※3）の土地等	被災区域である土地等									
	<p>(※1) 東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域</p> <p>(※2) 東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要がある区域（復興特区法第4条第1項の政令で定める区域）。</p> <p>(※3) 買換資産の所在が復興特区法第4条第1項の政令で定める区域内であることを市町村が証明する書類の添付が必要。</p> <p>注) 特別勘定を設けた場合及び本制度の対象となる資産を交換した場合についても、同様の措置を講じる。</p>											
	<p>(2) 要望の内容</p> <p>本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>											
	<p>【関係条文】</p> <p>○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第12条、第19条（買換えの場合）第20条（特別勘定を設けた場合）第12条、第21条（交換した場合）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ -</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ -</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	-	百万円	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）	（改正増減収額）	（ -	百万円）	
平年度の減収見込額	-	百万円										
（制度自体の減収額）	（ -	百万円）										
（改正増減収額）	（ -	百万円）										



<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 85% (R5.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 6 年度以降、約 106.8ha の供給予定 (R5.5) となっている。また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 2 年 3 月時点で 72% だったところ、令和 4 年 9 月末時点では 96% と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和 3 年 12 月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。</p> <p>企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに 2～3 年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられ、令和 6 年度以降も事業再開のために事業用資産の取得等が見込まれる。</p> <p>このように、令和 6 年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>
<p>今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</li> <li>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</li> </ul> <p>■令和 3 年度以降の復興の取組について (令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定) (抄)</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を含む 15 年間とした上で、令和 3 年度からの 5 年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第 1 期復興・創生期間」(平成 28 年度から令和 2 年度まで) の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさら</p>

		<p>に前に進めるべき時期であることから、「第 2 期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県の被災 12 市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和 2 年 10 月 1 日現在）</li> <li>・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和 3 年 3 月 31 日現在）</li> <li>・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：85%（令和 5 年 6 月 20 日現在）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和 6 年度        12 件</p> <p>令和 7 年度        6 件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、事業用資産の取得等を促進し、被災地における事業者の事業再開や完全復旧の促進、被災した事業者以外の企業の被災地への投資を促進することにより、被災地における経済的復興に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 37 条から第 40 条まで）

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例措置は、被災区域内の事業用資産を取得した場合又は、被災区域内の事業用資産を譲渡した場合に限定したものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 28 年度 被災区域である土地等から買換えを行う場合、その対象区域を被災区域又は特定被災区域に限定した上で適用期限を5年間(令和3年3月31日まで)延長 令和3年度 被災区域である土地等から被災区域ではない土地等を買換えを行う場合、その対象区域を復興特区法の東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域に限定した上で適用期限を3年間(令和6年3月31日まで)延長</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省・復興庁・環境省）

項目名	現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置											
税目	—											
要望の内容	<p>住宅価格の高騰や住宅ローン金利負担の増大などにより住宅取得環境が悪化していることを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。</p> <p>併せて、住宅取得促進策に係る東日本大震災の被災者向け措置について必要な検討を行い、所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="874 878 1489 1046"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>足元の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍以前と比べて価格上昇率が2桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローン利用予定者の6割以上が希望する固定金利が大きく上昇している一方、実質賃金は減少傾向にあり、住宅所要資金の年収倍率は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。</p> <p>一方、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充することとされており、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要がある。</p> <p>加えて、子育て政策については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされ、子育て世帯に対する住宅支援の強化が求められている。</p> <p>上述のとおり、住宅取得環境の悪化を踏まえ、また、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、住宅取得促進策について必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>併せて、住宅取得促進策に係る東日本大震災の被災者向け措置について必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徹底した省エネルギーの推進に向け、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる中小企業向けの省エネ補助金や、省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進するとともに、産業の非化石エネルギー転換に集中的に取り組む。</li> <li>次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。</li> </ul> <p>具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（（中略）、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（（中略））、「共働き・共育ての推進」（（中略））とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） （目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</li> <li>脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</li> </ul> <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の年収倍率等の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進</li> <li>駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進</li> <li>2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充</li> </ul> <p>○復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「（3）被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進」</p>
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—		

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置(地方税)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	